

I 令和2年分における相続税の申告事績の概要

令和2年分における被相続人数（死亡者数）は50,103人（対前年比98.5%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は3,480人（同100.9%）で、その課税価格の総額は3,934億50百万円（同97.1%）、申告税額の総額は378億38百万円（同97.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 50,872	人 50,103	% 98.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 694 3,448	人 外 688 3,480	% 外 99.1 100.9
③	課税割合 (②/①)	% 6.8	% 6.9	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 7,383	人 7,387	% 100.1
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 40,400 405,073	百万円 外 39,052 393,450	% 外 96.7 97.1
⑥	税額	百万円 38,937	百万円 37,838	% 97.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,821 11,748	万円 外 5,676 11,306	% 外 97.5 96.2
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,129	万円 1,087	% 96.3

(注) 1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

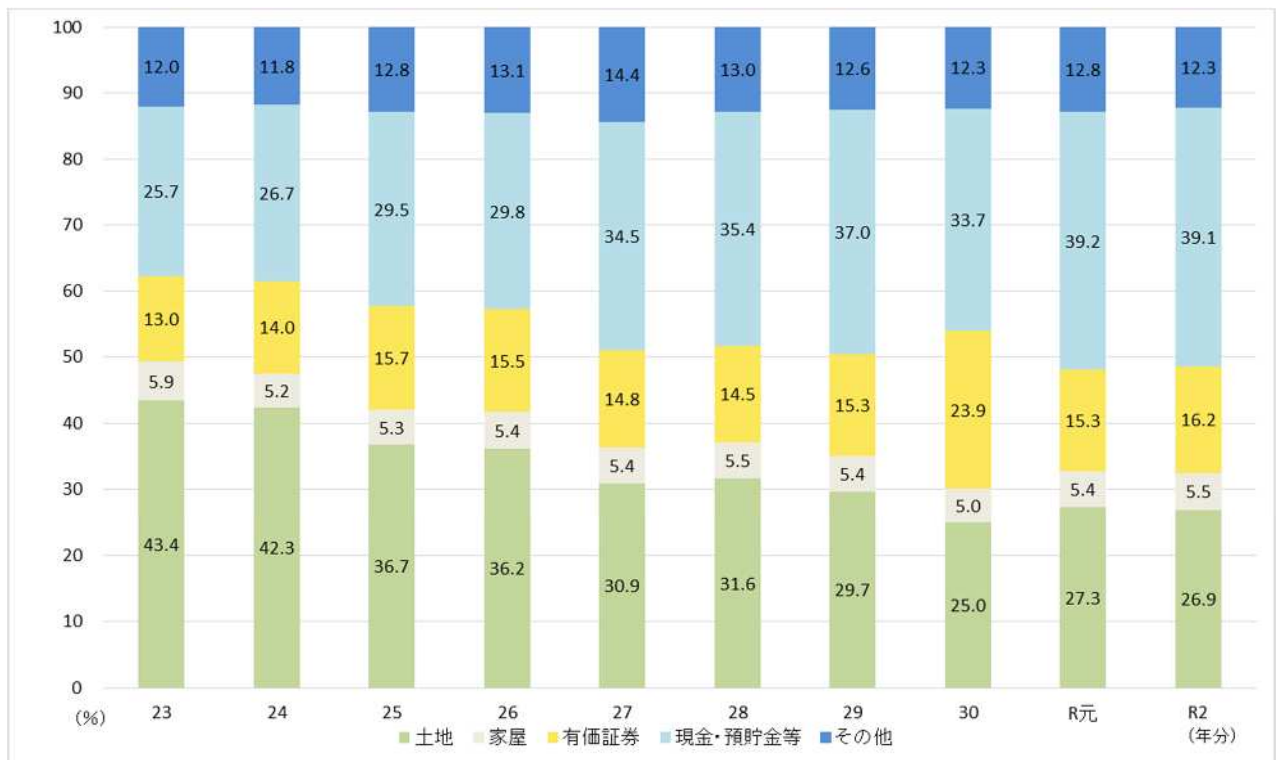
Ⅱ 参考計表

1 相続財産の金額の推移

年分 \ 項目	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
23	1,110	150	332	658	308	2,558
24	1,093	134	361	690	306	2,584
25	1,006	145	430	807	352	2,740
26	950	143	407	781	343	2,624
27	1,171	206	561	1,309	546	3,793
28	1,226	214	562	1,374	500	3,876
29	1,127	206	579	1,404	478	3,794
30	1,121	226	1,070	1,508	552	4,477
R元	1,145	228	641	1,644	537	4,195
R2	1,097	225	661	1,594	500	4,076

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

Ⅲ 四国各県の状況

相続税の申告事績（徳島県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 10,126	人 9,886	% 97.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 137 人 731	外 137 人 690	外 100.0 % 94.4
③	課税割合 (②/①)	% 7.2	% 7.0	ポイント -0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,559	人 1,420	% 91.1
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 7,799 90,097	百万円 外 7,674 81,599	% 外 98.4 90.6
⑥	税額	百万円 9,353	百万円 7,726	% 82.6
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,693 12,325	万円 外 5,601 11,826	% 外 98.4 96.0
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,280	万円 1,120	% 87.5

(注) 1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（香川県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 12,148	人 12,183	% 100.3
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 186 人 1,000	外 196 人 1,063	外 105.4 % 106.3
③	課税割合 (②/①)	% 8.2	% 8.7	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,099	人 2,219	% 105.7
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 11,777 113,506	百万円 外 12,116 115,636	% 外 102.9 101.9
⑥	税額	百万円 10,996	百万円 10,559	% 96.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 6,332 11,351	万円 外 6,182 10,878	% 外 97.6 95.8
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,100	万円 993	% 90.3

(注) 1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（愛媛県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 18,281	人 18,036	% 98.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 263 人 1,190	外 258 人 1,197	外 98.1 % 100.6
③	課税割合 (②/①)	% 6.5	% 6.6	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,646	人 2,646	% 100.0
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 14,773 137,585	百万円 外 13,493 131,650	% 外 91.3 95.7
⑥	税額	百万円 11,776	百万円 12,454	% 105.8
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,617 11,562	万円 外 5,230 10,998	% 外 93.1 95.1
⑧		税額 (⑥/②) 万円 990	万円 1,040	% 105.1

(注) 1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（高知県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和元年分	(注1) 令和2年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 10,317	人 9,998	% 96.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 108 人 527	外 97 人 530	外 89.8 % 100.6
③	課税割合 (②/①)	% 5.1	% 5.3	ポイント 0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,079	人 1,102	% 102.1
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 6,050 63,885	百万円 外 5,769 64,565	% 外 95.4 101.1
⑥	税額	百万円 6,812	百万円 7,099	% 104.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,602 12,122	万円 外 5,948 12,182	% 外 106.2 100.5
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,293	万円 1,339	% 103.6

(注) 1 令和元年分は令和2年11月2日まで、令和2年分は令和3年11月1日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日、令和2年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。